

# 石川県公報

平成 24 年 9 月 7 日

第 1 2 5 2 5 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

## 目

## 次

告 示  
一般競争入札の落札者等  
公 告  
入札公告

(管 財 課) 1  
(情報政策課) 1

公安委員会  
石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正 3

## 告

## 示

## 石川県告示第413号

WTO (世界貿易機関) に基づく政府調達に関する協定 (平成 7 年条約第23号) の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成24年9月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法  
パーソナルコンピュータ 205台 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
石川県総務部管財課  
金沢市鞍月1丁目1番地
- 落札者を決定した日  
平成24年8月21日
- 落札者の名称及び所在地  
西日本電信電話株式会社  
大阪府大阪市中央区馬場町3番15号
- 落札金額  
14,138,250円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日  
平成24年7月6日

## 公

## 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成24年9月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 調達内容  
(1) 借上件名及び数量  
動画サーバ機器 借上げ 一式

## (2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

## (3) 借上期間

平成25年1月1日から平成28年12月31日まで

## (4) 納入場所

別途指定する場所

## 2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成24年度において競争入札参加資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

## 4 契約の条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒920 - 8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県企画振興部情報政策課ネットワーク管理担当

電話番号 076 - 225 - 1322 F A X 番号 076 - 225 - 1339

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所において交付

(3) 入札説明書の交付期間

平成24年9月7日（金）から同月21日（金）までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

## 5 入札の日時及び場所

平成24年10月5日（金）午前11時

〒920 - 8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県庁行政庁舎 8階 812会議室（入札後、即時開札する。）

## 6 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札説明書、仕様書及び契約書案を熟覧の上、入札しなければならない。

(2) 入札参加者は、金額を示した見積内訳書を持参しなければならない。提出を求めることがある。

(3) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

## 7 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと

認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

## (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 公 安 委 員 会

### 石川県公安委員会告示第98号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成24年9月7日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第1（信号機の設置場所）白山警察署管内の表276の項を次のように改める。

276	月 橋 交 差 点	白山市月橋町644番地先 主要地方道金沢鶴来線と県道鶴来水島美川線との交差点	S 46. 11. 10
-----	-----------	---	--------------

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢東警察署管内の表592、909の項を次のように改める。

592	県 道 金沢停車場南線	金沢市長土堀1丁目415番地先	三社交差点方向から玉川町方向への左折	自動車及び原動機付自転車	7:00から 9:00まで 7:00から 7:30まで、 8:30から 9:00まで (日曜日、休日を除く。)
909	県 道 金沢停車場南線	金沢市長土堀1丁目415番地先	三社交差点方向から大和町方向への右折及び玉川町方向への左折	自動車及び原動機付自転車	7:30から 8:30まで (日曜日、休日を除く。)

別表第4（指定方向外進行禁止）小松警察署管内の表361、362、363、364、365の項を次のように改める。

361	市 道 土居原下牧線	小松市末広町2番先（小松運動公園屋外球技場）	上寺町方向から浜田町方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:00から 8:30まで (土、日、休日を除く。)
362	市 道 土居原下牧線	小松市末広町1番地先（末広駐車場）	育成町（末広体育館）方向から浜田町方向への左折	自動車及び原動機付自転車	7:00から 8:30まで (土、日、休日を除く。)
363	町 道	小松市末広町124番地先	上寺町方向から浜田町方向への右折及び向本折町（末広運動公園）方向への左折	自動車及び原動機付自転車	7:00から 8:30まで (土、日、休日を除く。)
364	町 道	小松市末広町123番地先	育成町（末広体育館）方向から向本折町（末広運動公園）方向への右折及び浜田町方向への左折	自動車及び原動機付自転車	7:00から 8:30まで (土、日、休日を除く。)

365	市道本町古河線	小松市末広町141番地 2 先	寺町方向から浜田町方向への右折及び向本折町 (末広運動公園) 方向への左折	自動車及び原動機付自転車	7:00から 8:30まで (土、日、休日を除く。)
-----	---------	-----------------	---------------------------------------	--------------	----------------------------------

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 白山警察署管内の表に次のように加える。

508	市道五歩市成線	白山市新田町269番地 1 先	番匠町方向から八ツ矢町方向への左折	自動車及び原動機付自転車	7:00から 8:30まで (土、日、休日を除く。)
509	市道五歩市成線	白山市新田町215番地 1 先	相木町方向から八ツ矢町方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:00から 8:30まで (土、日、休日を除く。)
510	市道 217 号 線	白山市井関町106番地先	源兵島町方向から鹿島町方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:00から 8:30まで (土、日、休日を除く。)
511	市道 217 号 線	白山市井関町111番地先	平加町方向から鹿島町方向への左折	自動車及び原動機付自転車	7:00から 8:30まで (土、日、休日を除く。)
512	県道松任美川線	白山市西米光町 9 番地 1 先	平加町方向から手取町方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:00から 8:30まで (土、日、休日を除く。)
513	県道松任美川線	白山市西米光町 9 番地先	米光町方向から手取町方向への左折	自動車及び原動機付自転車	7:00から 8:30まで (土、日、休日を除く。)

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 津幡警察署管内の表に次のように加える。

429	市道 98 号 線	かほく市高松ヤ10番地先 (北側)	旭町方向から南新町方向への左折	自動車及び原動機付自転車	7:00から 8:30まで (土、日、休日を除く。)
430	市道 98 号 線	かほく市高松ヤ76番地10先	中町方向から南新町方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:00から 8:30まで (土、日、休日を除く。)

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 七尾警察署管内の表74の項を次のように改める。

74	市 道	七尾市魚町87番地先	小島町方向から泰平橋方向への右折	自動車及び原動機付自転車	終 日
----	-----	------------	------------------	--------------	-----

別表第 7 (歩行者用道路) 白山警察署管内の表に次のように加える。

53	市道 218 号	白山市西米光町チ10番地先から 白山市井関町101番地先まで	約 285 メートル	7:00から 8:30まで (土、日、休 日を除く。)	自動車及 び原動機 付自転車
----	----------	-----------------------------------	---------------	--------------------------------------	----------------------

別表第 9 (追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止) 2 以上の警察署管内にまたがる表 3 の項を次のように改める。

3	国道 159 号	かほく市二ツ屋ソ72番地先から 羽咋郡宝達志水町字免田 8 之部 3 番地先まで	終 日	約900 (津幡署 : 約800、羽咋署 : 約100) メートル
---	----------	---	-----	---

別表第10 (自転車の歩道通行可) 津幡警察署管内の表20の項を次のように改める。

20	県道森本津幡線	河北郡津幡町字浅田甲118番地先から 河北郡津幡町字刈安口51番地先まで	終 日	約 3,800 メートル
----	---------	---	-----	-----------------

別表第11 (最高速度の指定) 金沢中警察署管内の表31の項を次のように改める。

31	市道三馬23号横 川 2 丁目線 5 号、 三馬30号久安 2 丁目線18号、三 馬22号横川 1 丁 目線 9 号、三馬 22号横川 1 丁目 線28号	金沢市横川 1 丁目42番地先から 金沢市久安 2 丁目10番地の 1 先まで	約 540 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両 (けん引 を 除く。)
----	--	--	---------------	----------------	----	-------------------

別表第11 (最高速度の指定) 寺井警察署管内の表25の項を次のように改める。

25	県 道 和 気 寺 井 線、 市 道 147 号 線	能美市湯谷町乙127番地先から 能美市石子町子120番地先まで	約 1,650 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両 (けん引 を 除く。)
----	----------------------------------	------------------------------------	-----------------	----------------	----	-------------------

別表第11 (最高速度の指定) 白山警察署管内の表316の項を次のように改める。

316	市道成北安田線	白山市成町221番地 1 先から 白山市北安田町1245番地 3 先まで	約 700 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両 (原動機付自 転車及びけん引 を除く。)
-----	---------	---	---------------	----------------	----	-------------------------------

別表第11 (最高速度の指定) 羽咋警察署管内の表に次のように加える。

171	県道宝達今浜線	羽咋郡宝達志水町麦生子20番地先か ら 羽咋郡宝達志水町今浜ソ 1 番地25先 まで	約 760 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両 (けん引 を 除く。)
-----	---------	---	---------------	----------------	----	-------------------

別表第11 (最高速度の指定) 羽咋警察署管内の表20、34、117、130、143の項を次のように改める。

20	県 道 若 部 千 里 浜 イ ン タ ー 線	羽咋市川原町チ90番地先から 羽咋市川原町チ175番地 9 先まで	約 200 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両 (原動機付自 転車及びけん引 を除く。)
----	-------------------------------	--------------------------------------	---------------	----------------	----	-------------------------------

34	県道宝達今浜線	羽咋郡宝達志水町小川水94番地先から 羽咋郡宝達志水町麦生整3番地1先 まで	約 1,740 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両（原動機付自 転車及びけん引 を除く。）
117	県道志賀鹿西線	羽咋郡志賀町上棚を22番地先から 羽咋郡志賀町上棚ソ54番地先まで	約 1,550 メートル	毎時50キロ メートル	終日	車両（原動機付自 転車及びけん引 を除く。）
130	県道若部千里浜 インター線	羽咋市円井町116番地先から 羽咋市吉崎町ム之58番地先まで	約 1,800 メートル	毎時50キロ メートル	終日	車両（原動機付自 転車及びけん引 を除く。）
143	県道若部千里浜 インター線	羽咋市的場町的場95番地1先から 羽咋市川原町チ175番地9先まで	約 250 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両（原動機付自 転車及びけん引 を除く。）

別表第14（進路変更禁止及び進行方向別通行区分）津幡警察署管内の表1、2の項を次のように改める。

1	県道森本津幡線	河北郡津幡町字太田チ29番地先から 河北郡津幡町字太田チ31番地先まで （金沢方向から津幡検問所前交差点 に至る方向）	約 50メートル	2	終日	道路の左側端から数 えて1番目の車両通 行帯は左折、2番目 の車両通行帯は直進
2	県道森本津幡線	河北郡津幡町字刈安甲51番地先 （津幡町字富田方面から刈安交差点 に至る方向）	約 30メートル	2	終日	道路の左側端から数 えて1番目の車両通 行帯は左折、2番目 の車両通行帯は直進

別表第18（駐車禁止）小松警察署管内の表57の項を次のように改める。

57	市道額見線	小松市月津町ラ60番地先から 小松市額見町ヨ2番地1先まで	約 650 メートル	終日	車両
----	-------	----------------------------------	---------------	----	----

別表第8（歩行者の横断禁止）寺井警察署管内の表1の項を次のように改める。

1	削	除
---	---	---

別表第9（追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止）小松警察署管内の表30の項を次のように改める。

30	削	除
----	---	---

別表第15（路側帯）羽咋警察署管内の表2、3の項を次のように改める。

2	削	除
3	削	除